

## 東邦大学 科学技術社会論 I (第9回) 授業中レポート

(1)	氏名		
$\bigcap$			)

7

(2) !	学籍番号										
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	()

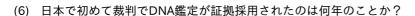
(3) 現行の日本の民法では、親子関係はどのように決められるか。説明せよ。

まずの焼の事実もも、て母子関係が決められて、

(4) 法と科学はどういうところでタッグが組めて、どういうところではタッグが組みにくいのか。自由に記せ。

裁判も科学も「真実も見つける」という目的も共有している点で、タックでが、組みやすいが、裁判では「真実も見っける」という目的よりも上位に「和争も調停する」という目的があり、この目的が前面に出てくるとタックでもい、組みにくくなる。

(5)	将来あなたが科学研究従事者になったとして、あなたどのような裁判で専門家証人に呼ばれると思うか? ような証言が求められると想像されるか? 自由に記せ。	そこでどの



1985年二3

(7) 専門技術的裁量とは何か?

高度に専門的な内容については裁判では扱わず、専門家の助管にもとかいてなまれる行政判断を優先するという考え方

(8) 実体的判断代置方式とはどのようなものか?

事門技術的裁量を認めず、専門的な内容についても裁判で審査しなかし、結果が行政判断がもよってもよ果なる場合、司法判断も優先するという考え方、

(9) 将来、裁判官はいま以上に科学的素養を必要とされるようになると思うか。その理由とともに答えよ。

(10) 共同事実確認とはどのようなプロセスか、答えよ。

関係者間で、科学的情報について吟味し、か至いに納得できる点、納得でもない点などについてとりまとめるプロセス、

(11) 共生成(co-production)とはどのような考え方か、答えよ。

科学技術と社会とが互いに影響も与えあいながら新しい状況をつくり出しているという考え方

(12) 今日の講義で分からなかったこと、もっと知りたかったことについて、自由に回答せよ。